

## 第 79 回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成 26 年 9 月 10 日（水）13：46 ～ 14：45

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

## 【委員】

西村委員長、中島委員長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

## 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

## 【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 70 号「国民経済計算の作成基準の変更について」
- (2) 諮問第 71 号「薬事工業生産動態統計の指定の変更について」
- (3) 諮問第 72 号「社会生活基本調査（調査票 B）に係る匿名データの作成について」
- (4) 統計委員会専門委員の発令等について
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

## 5 議事概要

### (1) 諮問第 70 号「国民経済計算の作成基準の変更について」

内閣府から資料 1 に基づき説明が行われ、国民経済計算部会に付託されることとなった。

### (2) 諮問第 71 号「薬事工業生産動態統計の指定の変更について」

総務省政策統括官室から資料 2 に基づき説明が行われた後、薬事法改正に伴う基幹統計の作成目的に係る形式的な変更であることから産業統計部会に諮ることなく統計委員会の審議で結論を得ることで合意され、追加で配布された答申案が採択された。主な質疑等は次のとおり。

・「再生医療等製品」の全体に対してのシェアはどのくらいか。

→再生医療等製品については 2 品目であり、シェアは極めて小さい。

・「医療機器」の定義はどのようなものか。

→改正された薬事法では、「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品除く）であって、政令に定めるもの」と規定されている。

・今回、再生医療等製品が注目されているから医療機器から除外され独立した区分となったが、今後も、医療機器から除外される機械器具等が出てくる可能性はあるという理解でよいか。

→そのとおり。法律上、別途規制が必要になれば、変更する可能性もある。

### (3) 諮問第 72 号「社会生活基本調査（調査票 B）に係る匿名データの作成について」

事務局及び総務省統計局から資料 3 に基づき説明が行われ、匿名データ部会に付託されることとなった。主な質疑等は次のとおり。なお、第Ⅱ期基本計画に掲げられている匿名データの年次追加に伴う審議の在り方についても、匿名データ部会で検討し統計委員会に報告することとされた。

・トップコーディングの年齢について、高齢化が進む現在、85 歳でトップコーディングする理由及び末子年齢も 12 歳以上でトップコーディングする理由について教えていただきたい。また、貧困の問題を考える際、母子家庭及び父子家庭について、子どもの勉強時間等といったとても貴重な実態がこの調査から把握できるということもあり、これらの世帯を除外することは、社会的ニーズに逆行しているよう感じるがどうか。

→85 歳以上のトップコーディングの年齢については、国勢調査における高齢者の占める割合を参考としている。

また、末子のトップコーディングの年齢については、世帯員データの年齢や教育と共に提供することとしており、子どもの状況を把握できるため、問題ないと考え

る。

なお、全ての母子家庭及び父子家庭を除外する訳ではなく、除外される母子家庭及び父子家庭の世帯の中でも、外観識別上特異なデータのみなので、かなり限られた数と認識している。

- ・御指摘の後半部分については、匿名データ部会でよく議論していただきたい。

(4) 統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料4及び資料5に基づき、統計委員会専門委員の発令について報告された。

(5) 部会の審議状況について

西郷産業統計部会長から、資料6に基づき産業統計部会における鉄道車両等生産動態統計調査の変更に関する審議状況について報告された。また、8月25日に行われた鉄道車両等生産動態統計調査の調査対象事業所の視察について説明された。主な質疑等は次のとおり。

- ・調査の実施現場視察について、生産の現場に伺い、特に調査票に記入する方からヒアリングすることは、今までなかったので良い機会となった。
- ・「民鉄等」の「公的機関」というのは具体的にどのようなものか。  
→民鉄等の公的機関とは、東京地下鉄株式会社のように完全に民営化されていないものである。  
→調査実施者からは、操作的な定義が確定しているとの説明があった。

(6) その他

次回統計委員会は、10月20日(月)中央合同庁舎4号館12階の共用1208特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>